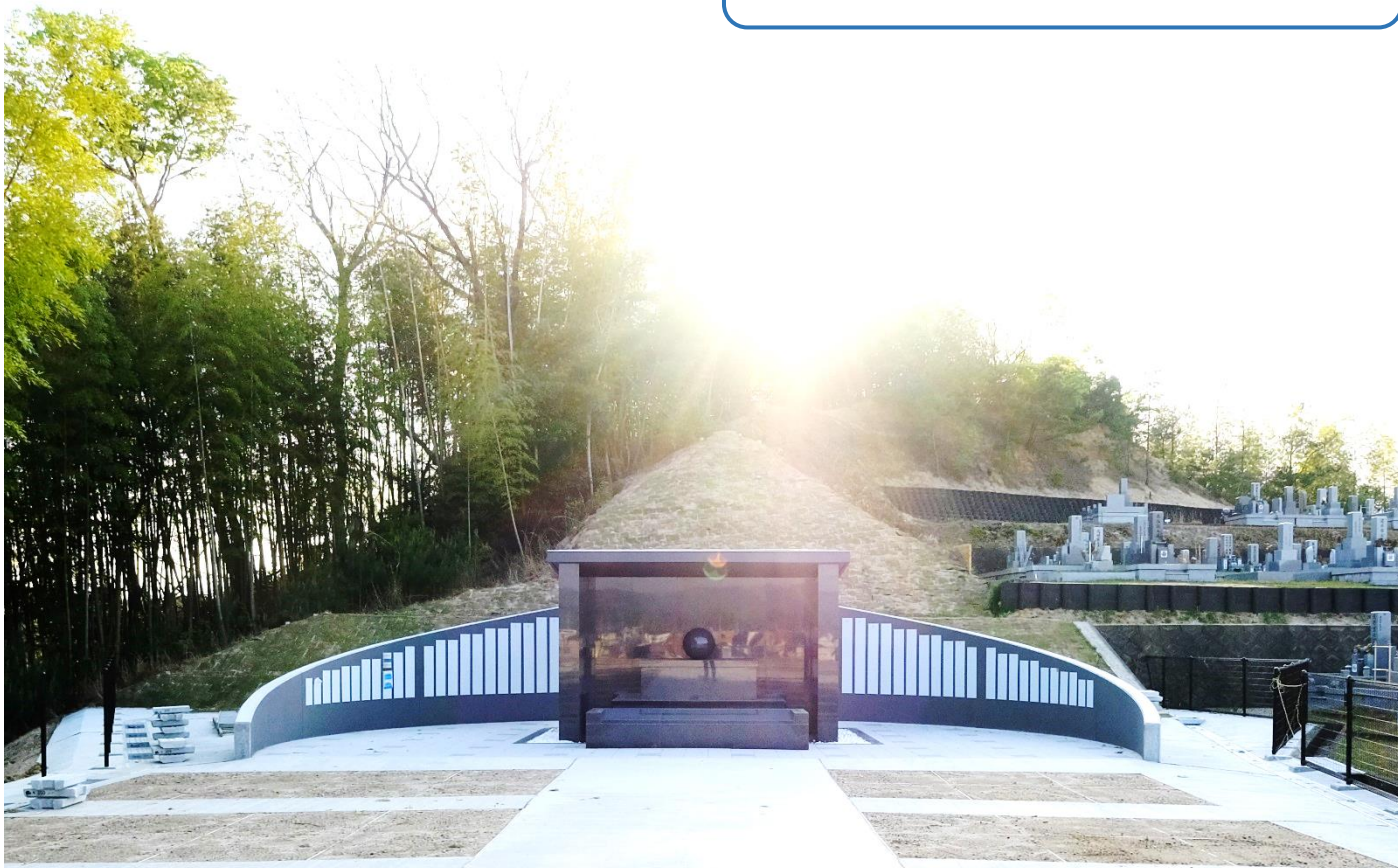


木津川市市営墓地

令和8年度

# 「思いでの丘霊園」一般墓地公募要項

**募集区画:10区画**



申込期間

令和8年5月12日(火) ~ 5月22日(金)(平日のみ)

ご案内

平成28年8月、城山台地域の市内を望む小高い丘の上に、市営墓地「思いでの丘霊園」を開設しました。

「思いでの丘霊園」には、市民の皆様の様々なニーズにお応えするため、『一般墓地』『合葬墓地』の2種類の墓地を設けました。

この要項では、『一般墓地』の令和8年度公募についてご案内します。墓地をお探し・お考えの皆様は、是非ご一読ください。



木津川市 市民環境部 環境課

木津川市役所3階 ⑩窓口

〒619-0286 木津川市木津南垣外 110-9

TEL: 0774-75-1215

FAX: 0774-72-3900

E-mail: machibika@city.kizugawa.lg.jp

# 市営墓地（一般墓地）の公募について

## はじめに

1. この公募は、「一般墓地」の使用者を募集するものです。  
（合葬墓地）の使用者は、随時募集しています。）
2. 使用者は、使用許可を受けて市営墓地を使用します。  
（墓地の販売ではありません。）
3. 「一般墓地」は、更地の状態です。  
（墓碑・巻石等は使用者が自ら設置します。）
4. 「一般墓地」の区画の除草等の管理は、使用者の責任において行ってください。
5. **一旦納付された使用料等は還付できません。**

## 基本事項

- |           |                                |
|-----------|--------------------------------|
| ① 募集墓地    | 木津川市市営墓地「思いでの丘霊園」一般墓地          |
| ② 所在地     | 木津川市城山台九丁目3番地                  |
| ③ 公募区画数   | 10区画（使用区画は抽選で決定）<br>（3～4ページ参照） |
| ④ 使用料     | 360,000円（使用許可後に一括納付）           |
| ⑤ 管理料     | 年額5,000円（初年度分は使用許可後に一括納付）      |
| ⑥ 使用許可予定者 | 抽選で決定（下記の申込資格を満たす方にかぎる）        |
| ⑦ 使用許可日   | 令和8年7月1日                       |
| ⑧ 使用期間等   | 承継可（返還又は条例違反等で許可を取り消されるまで）     |

➔ 市営墓地については、P 3④⑤⑥をご覧ください。

## 申込資格

次の要件を全て満たす方

- ① 本市の住民基本台帳に、1年以上（令和7年（2025年）6月30日以前から）継続して記録されていること。  
※使用許可日までに転出された場合、使用許可できません。
- ② 同一世帯内に、本市の市税を滞納している方がいないこと。
- ③ 同一世帯内に、市営墓地（一般墓地）の使用者がいないこと。  
※墓地の転貸や、第三者との共同使用はできません。
- ④ 同一世帯内に、他に、今回の公募に申し込む者がいないこと。

## 申込みの 注意事項

1. 申込みは、1区画に限ります。区画の指定はできません。
2. 次の場合は、申込みが無効になります。
  - 申込資格がないとき。
  - 転貸等を目的として申込みをしたとき。
  - 虚偽の申込みをしたとき。

# 申込

申込資格等を確認の上、別添 **市営墓地（一般墓地）公募申込書** に必要事項を記入し、提出してください（郵送申込可。メール・FAX不可）。

受付時に、抽選に用いる **応募番号** をお知らせします。

**申込期間** 令和8年5月12日(火)～5月22日(金) 平日のみ  
(午前8時30分～12時 午後1時～5時15分)  
**提出先** 環境課 (市役所3階⑩窓口)

**郵送申込** 令和8年5月12日(火)～5月22日(金)消印まで  
**送付先** 〒619-0286 木津川市役所市民環境部 環境課 宛

※ 封筒に **墓地公募申込書 在中** とご記入ください。

※ 後日、応募番号通知を返送します。

# 抽選

「使用許可予定者」「使用区画」を決める抽選を行います。

**日時** 令和8年5月27日(水) 午前10時～  
**場所** 本庁3階 会議室3-1、3-4

※ 抽選は市が行います。見学は自由です。

※ 抽選には **応募番号** を用います（氏名等は表示しません。）。

**抽選結果** 5月29日以降、申込者全員に抽選結果通知を郵送します。

※ 市ホームページにも抽選結果を掲載します。

※ 電話・メール等での問い合わせにはお答えできません。

※ 6月5日までに抽選結果通知が届かない場合は、ご連絡ください。

- ・ 申込者が公募区画数に満たない場合、全員を当選とします。  
(この場合、市が定める範囲内で使用区画を抽選します。)
- ・ 申込者が公募区画数を超える場合、補欠当選者を抽選します。
- ・ 当選した使用区画の交換・変更はできません。

# 当落

**当選した方**：期日までに墓地の使用申請を行ってください。

(使用許可予定者) **➡ 手続きについては、P5をご覧ください。**

**補欠当選した方**：期日までに辞退等があればご連絡します。

**落選した方**：返還等で空き区画があれば、次年度以降も公募を行います。

# 「思いでの丘霊園」について

## 基本情報

- ① 名称 木津川市市営墓地「思いでの丘霊園」
- ② 所在地 木津川市城山台九丁目3番地
- ③ 開設日 平成28年8月1日
- ④ 設備・備品
  - 一般墓地：437区画
  - 合葬墓地：1基（4,000体規模）
  - 第1駐車場：33台 第2駐車場：11台
  - 水くみ場：2箇所（バケツ・ひしゃく有）
  - ※トイレ・ゴミ箱は設置していません。

## 一般墓地

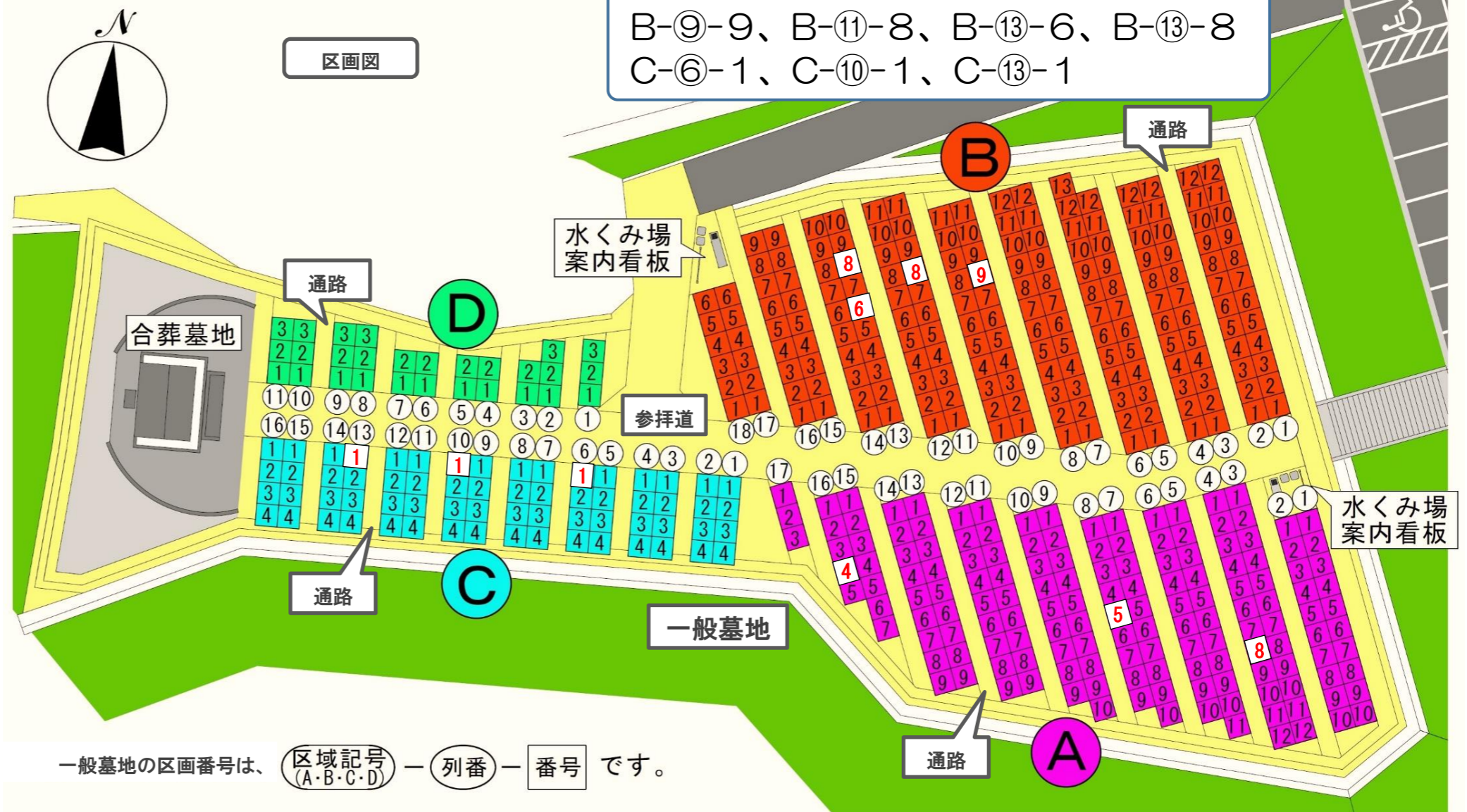
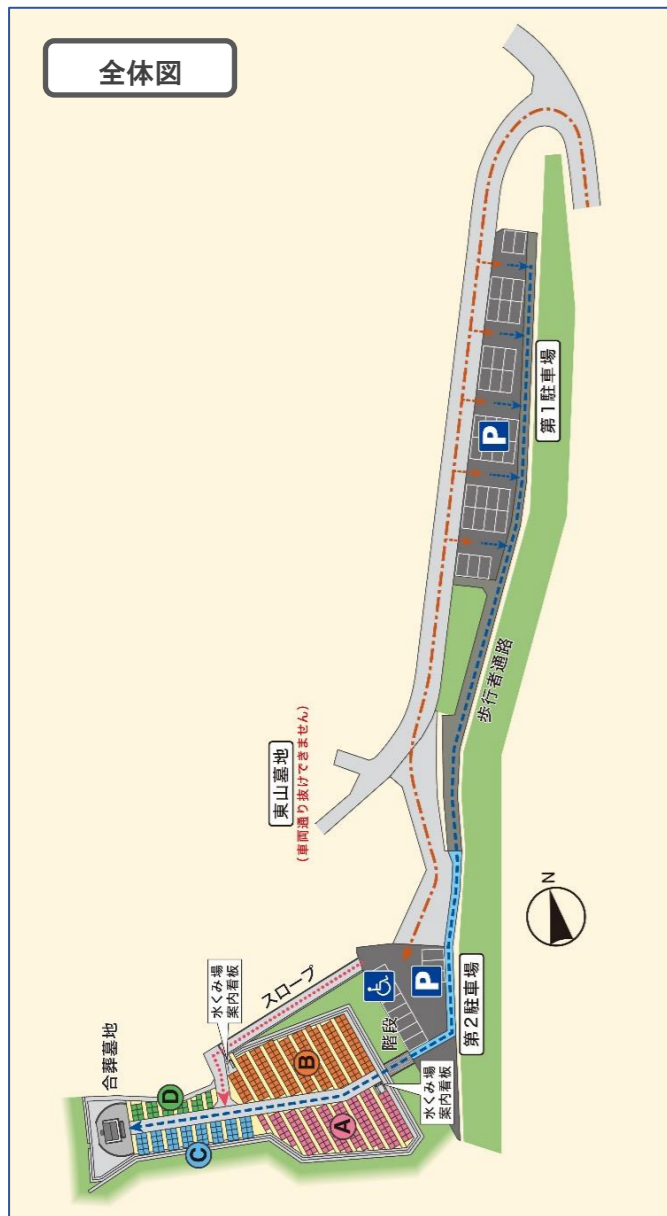
- 焼骨を埋蔵し、墓碑等を設置するために区画された墓地です。
- ・各区画の規格は、全て同じです（縦 1.2m×横 1.2m）。
  - ・各区画は、更地の状態で、墓碑・巻石等の工作物は使用者が自らの負担で設置します。
  - ・各区画の管理（清掃・除草等）は、使用者が行います。

## 合葬墓地

- 多くの方々の焼骨を、一つのモニュメントの地下に共同して埋蔵する墓地です（埋蔵した焼骨は取り出せません。）。
- ・希望される方は、氏名・生没年等を記載した記名板を使用することができます（有料）。
  - ・合葬墓地の管理は、木津川市が行います。

### 募集区画（空き区画）

- A-④-8、A-⑧-5、A-⑩-4
- B-⑨-9、B-⑪-8、B-⑬-6、B-⑬-8
- C-⑥-1、C-⑩-1、C-⑬-1



# 一般墓地の使用について

## 使用申請

公募に当選した方には、抽選結果通知に併せて、使用申請の案内・必要な申請書等を送付します。期日までに申請してください。

- 申請期間** 令和8年6月5日(金)～6月15日(月) 平日のみ  
(午前9時～12時 午後1時～4時30分)
- 提出先** 環境課(市役所3階⑩窓口)
- その他** 当選した方(原使用者)の死亡後に、使用許可を承継する方(祭祀主宰者)の指定が必要です。
- ※ メール・FAX等での申請はできません。  
※ 申請期間内に申請がなかった場合は、辞退として扱います。

## 審査・決定

資格審査を行った上、7月1日に使用許可を行います。  
使用者として決定した方には、**市営墓地使用許可書**と使用料・初年度管理料の納入通知書を送付します。

### 使用料等の納入について

- ・金額 使用料：360,000円 初年度管理料：5,000円
- ・納期限 使用許可日の20日後(期日までに納入されない場合、使用許可を取り消します。)
- ・その他 納入された使用料等は還付できません。

## 使用

焼骨の埋蔵・工作物の設置については、別途申請が必要です。  
※使用料等の納入が確認できるまで、許可は行いません。

➡ 焼骨・工作物の基準については、P6をご覧ください。

一般墓地の使用には条件・制限があります。また、管理上必要な市長の指示に従っていただきます。(※ 違反した場合、使用許可等を取り消します。)

- ① 転貸や営利を目的とした使用はできません。
- ② 焼骨の埋蔵、墓碑等の設置等の墳墓本来の使用目的以外の目的の使用はできません。
- ③ 墳墓・工作物の損害について、市は賠償の責任を負いません。
- ④ 使用区画の清掃、除草等は、使用者が責任を持って行ってください。
- ⑤ 墓地を使用しなくなったときは、原状回復して返還してください。

## 一般墓地に埋蔵できる焼骨

一般墓地に埋蔵できるのは、ア～エのいずれかに該当する方の火葬された焼骨です。

- ア. 原使用者（当初に使用許可を受けた方。）
- イ. 原使用者の血族（養子縁組による法定血族や胎児を含む。）
- ウ. ア・イの方の配偶者（事実婚関係を含む。）
- エ. ア・イの方の親族（死亡時に同居か同一生計の方に限る。胎児を含む。）

※土葬の遺骨の場合は、火葬場で焼骨にさせていただく必要があります。

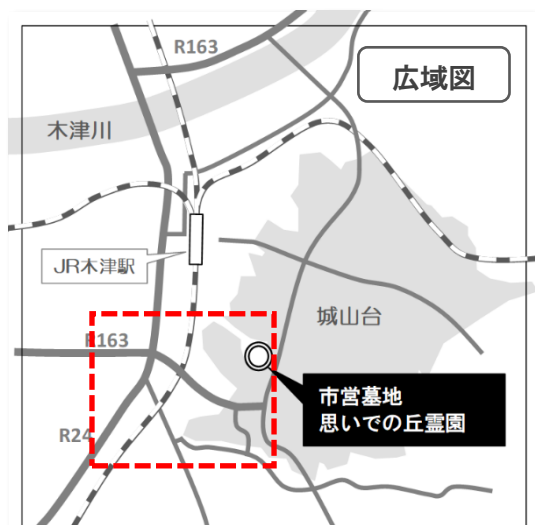
## 一般墓地の工作物設置基準

一般墓地に設置できるのは、次の基準に該当する工作物です。（植栽不可です。）

なお、詳細については「一般墓地使用の手引き」（使用許可時に送付します）に記載の「墓碑等工作物の設置基準」及び「工作物設置・撤去工事に関する注意事項」を参照ください。

工作物		基準
墓碑	設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区画内に2基以上設置しないこと。</li> <li>・区画に接する南北方向の通路を正面として設置すること。</li> </ul>
	寸法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ（通路面から 180cm 以内）とすること。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表示は、原則として次のいずれかとすること。</li> <li>①使用者の家名（「〇〇家」「〇〇家之墓」等）</li> <li>②抽象的な表現（「やすらぎ」「和み」等）</li> </ul>
巻石	設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の工作物を設置する日又は焼骨を埋蔵する日のいずれか早い日までに設置すること。</li> <li>・区画の内周4辺に設置すること。</li> </ul>
	寸法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・間口(120cm)、奥行き(120cm)、高さ(通路面から 30cm 以内)とすること。</li> <li>※間口・奥行きは必ず 120cm とすること。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・材質は石とすること。</li> </ul>
全ての工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工作物は、区画の境界外に張り出さないこと。</li> <li>・工作物は、高さ（通路面から 180cm 以内）とすること。</li> <li>・工作物の形状、色、表示等は、公序良俗に反さず、市営墓地の清浄、尊厳、風紀又は静穏を乱すおそれがないこと。</li> </ul>	<p>(イメージ図)</p> <p>The diagram illustrates the height and placement constraints for work objects. It shows a path (通路) with a curbstone (巻石) on its edge. The curbstone's width is 120cm and its height is 30cm or less. A tombstone (墓碑) is placed on the path, with its total height from the path surface limited to 180cm or less. The diagram also shows a small decorative object on the curbstone.</p>

# 「思いでの丘霊園」地図・アクセス



奈良交通  
バス

- 【木津駅東口発】・14木津駅（東口）行 城山台循環・内回り  
「木津城址公園」下車 徒歩10分
- ・13木津駅（東口）行 城山台循環・外回り  
「木津城山台九丁目」下車 徒歩10分

タクシー

木津駅東口 乗車5分